

要請番号	1	所管課室・ グループ	感染症対策局感染症対策課 ワクチン接種体制整備室
【要請内容】			
<p>ワクチン接種について、国の方針では、優先順位として「基礎疾患がある者」となっています。これを障害者全般として希望する障害者全員を優先接種対象にしてください。また、障害者の地域生活を支えているのは、訪問系事業所であり、ヘルパーです。安心して障害者が地域生活できるよう、優先接種に訪問系事業所も加えてください。</p>			
【回答】			
<p>ワクチンの接種順位及び対象範囲等については、国において、現時点の科学的知見等に基づき検討の上、決定されています。「基礎疾患を有する者」の範囲としては、令和3年3月19日付け「新型コロナウイルスワクチンの接種順位の上位に位置づける基礎疾患を有する者の範囲について」において、重症心身障害者（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）に加えて、新たに重い精神疾患（精神疾患の治療のために医療機関に入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）、知的障害（療育手帳を所持している場合）の2項目が追加となったところです。</p> <p>次に、訪問系事業所のヘルパーについても、令和3年3月3日付け「高齢者施設への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」において、感染が拡大した場合でも、自宅療養中の高齢の患者等に対して介護サービス等や障害福祉サービス等の継続が必要であることから、「高齢者施設等の従事者」として優先的に接種を受けることができることとなりました。</p>			

要請番号	2	所管課室・ グループ	障害福祉課 事業所指導グループ
【要請内容】			
<p>訪問系事業所におけるヘルパー不足はさらに深刻化し、ヘルパーの感染予防による業務負担の増大により、ヘルパー離れがおきるなど、非常に深刻で障害者の地域生活が崩壊しかねない状況です。ヘルパーの職場環境改善のために慰労金を支給してください。</p>			
【回答】			
<p>新型コロナウイルス感染症が感染拡大する状況下において、訪問系事業を含め、通所系事業所やグループホームの業務に従事されている方々におかれては、感染拡大防止措置を取りながら、サービスの提供を継続していただいていることと承知しております。</p> <p>愛知県としましては、昨年度に引き続き今年度、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置、感染症が発生した際の応援職員の派遣調整及び、感染症が発生した事業所等における施設消毒費用等の補助を実施することとしております。</p> <p>財源に限りがあることから、いただく全ての御要望にお応えしかねることがございますが、県として引き続き、可能な限りの支援を行ってまいりますので、今後とも御理解、御協力いただきますようお願いいたします。</p>			